

クビアカツヤカミキリ被害木の処理について

〈問合せ〉 伊勢崎市環境部 G X 推進課
TEL 0270-27-5596

【特定外来生物】

クビアカツヤカミキリは、国外から持ち込まれた外来生物で法律により、飼育や生きたままの運搬・保管・野に放つことなどが禁止されています。



〈外来生物法を遵守した処理〉

伐採した被害木の中には生きている幼虫が寄生しているため、**基本的には運搬や保管をすることはできません。**しかし、木の中の幼虫すべてをその場で駆除することは難しいため、環境省は通知「外来生物法の規制に係る運用（クビアカツヤカミキリの運搬及び保管）」

(https://www.env.go.jp/nature/intro/1law/files/190326kubiaka_tsuuchi.pdf)

により、扱いを整理しています。

○通知の概要 以下のア～エをすべて満たす場合、運搬可能

- ア) その場ですべての個体を殺処分することが難しい場合に、拡散を防ぎ、確実に殺処分することを目的に焼却または粉碎、くん蒸が可能な場所へ運搬する場合。
- イ) 目で確認できる個体は、運搬前に確実に殺処分をしていること。
- ウ) 運搬中に伐倒木や幼虫、成虫などが落下・飛散しない措置を十分にとっていること。
- エ) 「特定外来生物の防除である旨」「実施主体」「実施日・場所」を事前に公表すること。
※個人宅で実施の場合にも、樹木付近で掲示を行ってください。（写真撮影推奨）

◇ 伐採等の処理方法について

【推奨伐採時期】 9月から翌年4月まで

木の中に蛹や成虫がいる時期（5～8月）は、成虫が脱出するおそれがあります。

【切り株】

切り株の中に幼虫が寄生していることもあるため、なるべく伐根してください。

※伐根できない場合は、ネットやビニールシートで覆う、埋設するなどの処理をしてください。

◇ 伐倒木の処分方法について

【粉碎処理】

現地またはチップ工場にて伐倒木を破砕する。

チップの大きさは10mm以下とする（大きいと幼虫が生き残る可能性がある）。

（下表）粉碎処理可能な市内一般廃棄物処分業許可業者

※市清掃リサイクルセンター21では、被害木の受け入れはできません。

事業者名	所在地	連絡先	受入品	営業時間
(有)坂東資源	八斗島町822番地177	0270-31-2053	木材・生木	午前8時～午後5時30分 (休業日 ▶ 第2・4土曜日、日曜日)
(株)赤松園	市場町二丁目1220番地	0270-62-2986	木材・生木	午前8時～午後6時(土曜日は午後5時) (休業日 ▶ 日曜日、祝日)

料金▶処分料がかかります ※受入基準などがありますので、事前に確認してください

(R6.12月現在)